

よ 米軍の進駐並日本軍の降伏と日本軍官民の撤退

米軍は、九月三日其の先遣隊を以て、金浦飛行場に到着し、更に日本側に対し、

日本軍は、九日十二時迄に、漢江以南の地に撤退せよ。

撤退出来ぬものは一ヶ所に集結し、その最後の撤退時限を十日十二時とせよ。

と通告した。

九月八日、米朝鮮占領最高司令官ジョーン・ホツヂ中將は、空中から金浦飛行場に着き、又、米才七艦隊の艦艇約二十五隻は、飛行機の乱舞する中に仁川沖に姿を現し、且つ、進駐部隊は、戦闘態勢を以て月尾島に上陸を開始し、その翌日は、九日京城に入った。

九月九日、十五時四十五分、日本側代表 阿部信行總督、上月軍司令官、山口鎮海軍備府司令長官 は、米側代表ホツヂ中將、キンケイド陸軍大將、軍政長官アーノルド少將 に対し、總督府才一命懸けに

一后記
於て、韓欽支書に關連し、十一月には、早くも米軍政府が撤けられた。
日韓停戦協約が調停せられた朝鮮論四十三年（一九一〇年）八月二十二
日以來、一註、朝鮮總督府官制が施行せられたのは同年十月一日の約
三十五年間、半島の空高く纏つた日軍威は、茲に静かに降下されて再
び揚らなかつた。

米軍は、十三日一開城、十六日一釜山、十七日一清州、二十日一春川
下旬一大同、二十九日一金州、十月上旬一光州及大田 に対し進駐し
た。

京城・仁川地区の日本軍は、前述米軍側の要求に基き、才十七万兩軍
（朝鮮軍管区）司令部以下、九月七日から十日迄の間に於て撤退を圖
給し、茲に、日清戦争時京城に日本軍が駐屯して以來約五十年の歴史
は、漢江の流れと共に無限の哀愁を醸し乍ら消え去つた。

上月軍司令官、并原軍參謀長等朝鮮軍の首腦は、最後迄京城に踏み止
まつて、軍官民の処置を考慮する決意を抱き乍ら、米軍側の要求によ
り、心ならずも、先づ軍が、真先に京城を撤し、又内地に帰還すること

となつたが、その京城を立てるに方り、上月中将等は、最も周到懇切に後事を継承日本人世話会長に托した。

爾后、軍司令部は、水原を経て大田に移駐し、京城には、参謀副長菅井少将以下五十餘名が日本軍連絡部を開設し米軍との交渉、日本側官民との連絡、北鮮及滿洲から脱出兩下する軍人軍属並その家族の収容と送還に當り、又、釜山には、参謀副長久保少将以下約百四十名が釜山連絡部を、尚、山口県仙崎には其の受入機關を設置して、突々、日本軍送還及受入業務に任じた。

上月軍司令官は、九月十二日、京城半島ホテルに於てホツヂ中将与會見したが、此時の談合の結果について、その要旨を述べるならば次の通りである。

(1) 日本軍は、菅井少将を長とする日本軍連絡部を以て直接米軍に協力せしめる。

(2) 韓軍の軍刀は乘船地迄佩用し、日本人の軍刀に対する精神を尊重すると重々日本側の意見について、米軍として韓軍兵隊は

いざ、然し、軍令の名目により、軍刀を携行する者は、米軍側
に於てその后取消電報があつたので、折返し再編する如く、
ツカトサー元帥に交渉し、その指令により改めて指示すること
とする。

(4)、日本側は、鮮内居住者の召集解除を取消し、原部隊に再収容す
る如く努める。

註、米軍は、日本軍隊を全員送還する為め、一度召集解除し
た者も再召集して帰さんとする意向であつた。

九月十五日、日本軍連絡部長は、米軍の意に従い、

・・・日本軍人にして八月十五日以降召集解除又は除隊

せられたものは再び軍隊に復帰を命ずる。

仍つて成るべく速に日本軍龍山憲兵隊に出頭せられ

度し・・・

と傳告したが、此の頃流言蜚語巷に溢れ、再応召者をし

て甚だ不安に陥らしめるものがあつた。

(四) 航空部隊は、一般に日本軍の責任に於て完全に武装を解除し、優先的に内地帰還を要することに関意する。

註、米軍は、航空特攻部隊に対し、特に関心を寄せ、海軍航空隊及陸軍航空隊就中特攻隊を最優先帰還する如く要請した。

(五) 済州島に半島軍隊を増駐せしめんとする米軍の要求は、収奪力不足のため実施しない。

(六) 北鮮にある満洲避難民の処置については、近く米二十国軍団長が平壤に赴き打合を為すべきにつき、其後に於て交渉する。

(七) 略

(八) 米軍は、朝鮮に於ける産業・経済等の各方面就中技術面に於ける日本人の指導力を認め、之が急進なる引揚は、朝鮮を破壊に陥らしめることを考慮し、日本人を重視することに對し十分注意する。

時、悉く釜山、次いで蔚山に米軍が進駐する。

時、日本軍58人は近く武漢解陸を得り。

時、部隊の内地進退は、成るべく早きを希望するが、米軍に於ても

輸送力逼迫して居るので、米給の配給については確言出来ない。

朝鮮にある憲兵は、中央の指示により、九月下旬、才十七方面軍司令官の直轄下に置かれることとなつたが、その後、全員大田に集結せしめられ、米軍側より個別調査を受け、又、京城にあつた俘虜収容所は、義戦と共に米軍の管理に移り、所長以下全職員は憲兵司令部に押留された。

九月二十六日、東京の連合軍最高司令部は、日本政府に対し、

在朝鮮米軍司令官は、目下避難民輸送に使用しある日本指定港を現着地として、現運送中なる使用可能の日本運船の一部を用い、

九月二十七日より毎日千人宛釜山より日本内地へ日本武装解除部隊の輸送を開始せんと計画して居る。右人員輸送を受遣し之を処置し、且つ、完全なる進退に達せられ度。

と通牒し、之に基き、朝鮮軍の諸部隊は、大田駐屯の一部を含め、以
北の軍隊は仁川、又、以南は釜山に移動して、二十七日以降その復員
船は、鎮海、博多、佐世保に向うこととなり十月に入るや輸送は愈々
本格化し、六日、早くも大邱以南部隊の輸送を終った。

九月下旬より十月九日迄に送出した兵力は、釜山約五六〇〇〇、仁川
約一〇〇〇〇、計六六〇〇〇、十八日迄に送出した兵力は、釜山約八
一〇〇〇余、仁川約二〇〇〇〇、計約一〇一〇〇〇で、此の十八日迄
の輸送によつて、才一次を終り、爾後才二次兩洋復員輸送として約一
〇二〇〇名が二十日佐世保に帰還した。

濟州島には約五〇〇〇〇内外の部隊があつたが、その佐正保向引揚は
二十三日より開始され（才一回二八八八名）、続いて二十九日迄に約
二六〇〇〇名が帰還した。

此の頃、朝鮮の治安は、北鮮に比すれば、勿論良好であつたが、朝鮮
東部に残る現地暴徒或は暴徒に武装せる私設治安隊等は極めて悪質で、

邦人宅に侵入の上脅迫強奪を遂にする等の事例が頻出した為、最初
本署もつて強襲を横行せんと決心して居た者も逐次内地帰還の圖め
ざるを得ない有様となつた。

一般の生活も物資の調供停滯に対し、現金引出は一週五〇〇円に限定
せられ、益々困難の度を加うるに至つた。一般に、奥地の治安は特に
不良であつた。

右に対し軍は自體引揚の余力を以て一般邦人の引揚に協力し、梱包自
動車輸送・軍用列車の便宜供与等に努めた。

十一月三日を以て南鮮部隊主力の帰還輸送は終了し、之を以て、
南朝鮮の日本軍職員は、大田軍管区一約二〇〇名、京城連絡部一菅井
參謀副長以下約三〇名、大邱師管区連絡班一約四〇〇（注、その中約
一〇〇名は慶州に派遣し主として残置軍需品の整理に當つた）、釜山
連絡部一久保參謀副長以下一五〇名、及 陸軍病院約八〇名、埠頭勤
務部隊約二〇〇〇名となつた。上月司令官井原參謀長以下如上列留

員の大勢が引揚けたのは、十一月二十日であつて、又、京城日本軍總
務部の撤収は、十二月二十二日であつた。

十一月最初の於ける濟州島部隊は、約二〇〇〇〇名内外であつて十一
月四日―六日迄の間に約一二四〇〇が復員し、最終引揚は十一月十日
となつた。

因に兩鮮に於ける日本軍兵力は終戦時に於て地上約十五万、航空約四
万二千、計約十九万二千であつた。

兩鮮各地に於ては、在留日本人管理の爲、終戦直後八月下旬に日本人
監護会が設置し、米軍政庁外事課の指導下に、引揚問題に關し種々對
面する處があつたが、その具體的構想は

日本に在る朝鮮人を送還するその帰途の車船により在鮮一般日本人
を帰還せしめる。

可能なる場合は濟州及華北の一般日本人の送還も此の金額に包換す

と書う趣旨であつた。

十月三日、軍政長官アーノルド少将は

一般日本人は軍政當局の指導の下に輸送力の許す限り急速に帰還させる。

朝鮮一般日本人は最善りの世話会に登録し帰還計画実施の場合夫れに含められる疎手続をとるべきである。

一般日本人の個人的帰還は之を禁止する。

と談話を発表し、世話会は帰還者の名簿をととのえて秩序ある引揚準備を始めた。

釜山より日本に向う一般日本人の海上輸送は、十月十九日以降概ね一日七〇〇〇名内外を日途として行われ、又、京城附近より釜山に向う鉄道輸送は、十月二十三日から毎日殆んど三本の列車が動いたが、在韓鮮五十万の邦人の大部分に對する歸國輸送は十一月二十一日を以て一途一段落ついた。

一方内地に於ける半島出身者 並 中国民 の各本国送還は、九月初
以来実施せられたが、半島軍人は、主として十月中旬以降送還せられ
た。九月二日より十月二十八日迄輸送せられた一般朝鮮人は二二八九
二九名、同軍人は八五七七名であつた。

0125

米國軍太平洋方面最高司令官代理在朝鮮米國軍司令官宛
朝鮮北緯三十八度以南の地域に在る日本陸海空軍高級指
揮官の降伏書正文

西歴一九四五年九月二日大命及日本政府並大本營の命により、外務大臣重光 葵は天皇及日本政府を代表し、同じく大命及日本政府並大本營の命により、梅津美治郎は大本營を代表し、各々、降伏条約に關印した。

降伏条約の要旨左の通りである。

(一)小官等は、大命により、天皇日本政府及大本營を代表し、ここに西歴一九四五年七月二十六日、重米利加合衆国、中華民國及大英帝國各政府共同發號蘇連邦の追加賛同せる「ポツダム」宣言の条々を受諾する。

上記國々國を爾後連合國と稱する。

(二)小官等は、並に、大本營、全日本軍及日本軍指揮下に在る総ての

五五ノ三

0126

軍隊が何処に在るを問はず連合國に無条件降伏を要する。

五ノ三

同小官等は、茲に、日本軍並日本國民に依つてなされる敵対行為の即時停止、船舶、航空機、軍事及民間施設の破壊防止並その保護、連合國軍最高司令官又は同司令官の命による日本政府代理機関の布告の總ての要望履行を命ずる。

同小官等は、茲に、大本營に命し、全日本軍及日本軍指揮下に在る總ての軍隊はその何処に在るを問わず、無条件降伏を即時履行せしめる。

同小官等は、茲に、總ての文武官は連合國軍最高司令官が降伏手續促進に適當且有効と認める總ての布告、命令及規則及同最高司令官又はその権力によつて發布される總ての布告、命令及規則の遵守を命じ、且、關係文武官は連合國最高司令官又はその権力により、特にその職を免せられない限り、總てその現職に留まり非戦關事務の遂行を命ずる。

同小官等は、茲に、天皇日本政府及兩者の後継者か誠實を以て「ボツ

ダム」宣言の条々を履行し、且、連合軍最高司令官又は連合国によつて指名されたその他の代表者か同宣言を履行する為に所望する總ての命令を發布し總ての措置を執ることを保証する。

(四) 小官等は、茲に、日本政府及大本營をして現在日本の手にある總ての連合軍俘虜及非戦闘員抑留者を直ちに釈放し、その保護、手當、勝養及指定されたる場所に速かに護送するを命ずる。

(五) 天皇及日本政府の国政上の権は、連合軍最高司令官の管下に属すべく同司令官は如上の降伏条件を実施するか為必要と認める措置をとるであらう。

一、日本政府は、西暦一九四五年九月二日、重米利加合衆国、中華民國、大英帝國連合王国、蘇連邦及他の連合諸國提出の降伏条件を受諾した。

一、西暦一九四五年九月二日、大命により、大本營は、日本本國並外地に在る各指揮官はその轄下に在る日本陸海空軍並日本軍管下の各軍に對し即時停戦すべきこと、武器を抛棄すべきこと、現在地に留ま

五三ノ四

るべきこと、重米利加合衆國、中華民國、大英帝國連合王国及蘇連

邦を代表する各指揮官に無条件降伏すべきことを命じた。

一、大本營及其の高級指揮官は、日本本土及日本近海の島嶼朝鮮北緯三十八度以南の地域及比律賓に在る日本陸海軍及それに関する軍隊は米國軍太平洋方面最高司令官に降伏すべきことを命ぜられた。

二、米國軍太平洋方面最高司令官はその代理として才二十四軍團長を在朝鮮米國軍司令官に任じ、朝鮮北緯三十八度以南及其の領域内の島嶼に在る日本陸海空軍及それに属する軍隊の高級指揮官の降伏受諾に任せられた。

以上の条件に基き小官等朝鮮北緯三十八度以南の地域に在る日本陸海空軍及それに属する軍隊の高級指揮官たる下名は、下記の要旨各条を是認するのである。

(1) 小官等は勅令、降伏条約の各条及命令の内容につき、正に上記の如く勅告通知された。

(2) 小官等は以上の条約及命令による我々の義務責任を受諾し、嚴に

その即時履行更にその遵守の必要を認めるものである。

(イ) 朝鮮北緯三十八度以南の地域に在る米國軍司令官は米國軍太平洋方面最高司令官の全権を委任され、同最高司令官を代表するもので小官等は同最高司令官の指示を即時実施遂行するに遺憾なきを期する。

結 論

小官等は、茲に小官等の行政並管轄下の朝鮮北緯三十八度以南の地域及其その地域内の總ての島嶼にあり日本軍軍籍にある者全部及び總ての軍事施設、兵器、船舶、航空機その他有ゆる軍器材及軍所有物と共に正式且無條件に在朝鮮米國軍司令官に降伏する。英語による本文とその翻譯文の何れかの間に生ずる意味の對立著しくは意味の不明瞭なる場合は、英語文の生ずる意味の解釈に従う。

於朝鮮京城

西曆一九四五年九月九日午一六三〇時

五五ノ六

0130

朝鮮北緯三十八度以南の地域にある日本陸空軍高級指揮官

五五ノ七

署名 上 月 良 夫

朝鮮北緯三十八度以南の地域にある日本海軍高級指揮官

署名 山口 儀三朗

朝鮮總督に正式に任命せられその資格に於て阿部儀行は茲に上記降伏
文書及関連する總ての文書の内容を精読し深く銘記した。

小官は、茲に、朝鮮總督としての職権を以て前記文書中に記せられた
義務責任を負うことを承認し、茲に、その履行遵守の必要を認めるも
のである。

小官は、特に、在朝鮮米軍司令官の米軍太平洋方面最高司令官代
理として正當に任命せられたものであることを承認し、小官は阿司令
官の指令を即時実施遂行するに遺憾なきを期する。

於朝鮮京城

西歷一九四五年九月九日午一六三〇時

朝鮮總督

署名 阿部 信行

西歷一九四五年九月九日午一六三〇時 於朝鮮京城
米國軍太平洋方面最高司令官代理としこれを受諾す。

在朝鮮米國軍司令官

米國陸軍中將 ジョーン・アール・ハツチ
署名

米國海軍代表

米國海軍大將 チイー・シー・キンケイド
署名

五ノ八

0132

補 備

爾鮮からの引揚燻遣は、本文にある十月の才一次才二次引揚を含み、概要次の如く、その始発は、昭和二十年九月に始まり、主体は、二十年十二月に終つた。

昭和二十年

九月し一一、九一八 一〇月し一一八、九〇一 十一月し三六、六九三

一二月し二二、三一八 計 一八九、八三〇

昭和二十一年

計 九、八一〇

昭和二十二年

計 一、三六八

以下略